

河長監第55号  
令和6年1月24日

請求人 ●●●●●●●●●● 様

河内長野市監査委員 村治 規行  
同 堀川 和彦

河内長野市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和5年11月27日付けで提出されました河内長野市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）の監査結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、監査委員の合議で次のとおり決定したので、通知します。

第1 監査の請求

1 請求人

住所：●●●●●●●●●●●●●●●●

氏名：●●●●●●●●（以下「請求人」という。）

2 本件住民監査請求の提出

令和5年11月27日

3 請求の要旨

請求人は、令和5年11月27日付けで河内長野市監査委員に河内長野市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の提出を行い、その後、同年12月26日及び27日に証拠の提出を行った。本件請求の要旨は、これらの本件請求書及び証拠並びに請求人の口頭陳述における監査委員から請求人に対する請求の要旨等の確認結果から、以下のとおりと解される。

- (1) 令和5年1月30日に大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙におけるポスター掲示場（掲示板、支柱、枠等を用い、設置するポスター掲示場をいう。以下同じ。）作成・設置等業務（以下第1 監査の請求 5及び第2 監査の実施 4(8)を除き「R4業務」という。）は、380万2370円で業務委託契約が締結された。その後、大阪府知事選挙の区画数が「10区画」から「12区画」へと変更され、業務委託料を715万円とする業務委託変更契約（以下「R4変更契約」という。）が締結された。河内長野市は、わずか2区画の板一枚を追加した変更契約に334万7630円も増額している。R4変更契約は、A市及びB市と比較しても、異常に高額であることは明白である。
- (2) 大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙におけるポスター掲示場撤去業務（以下第1 監査の請求 5及び第2 監査の実施 4(8)を除き「R5業務」という。）が、R4業務と同一の委託業者への随意契約で、313万5000円を支払った。同契約は、A市及びB市と比較しても、異常に高額であることは明白である。
- これらのことから、市長その他の職員に対し、損害金を補填するよう求める。

#### 4 理由

本件請求の理由は、以下のとおりと解される。

##### (1) R4変更契約が異常に高額であるとする理由

河内長野市の場合、施工場所が292か所であり、河内長野市は、R4変更契約において334万7630円も増額している。

他方で、他市のうち、A市と比較すると、同市の1か所あたりの費用は5280円である。この金額を基に292か所（河内長野市の施工場所数。以下同じ。）を乗じると、154万1760円を要するに過ぎない（なお、請求人は153万1200円と本件請求書に記載するが、施工場所数が誤記であったことから、乗じた金額も誤記と思われる。）。

また、B市と比較しても、同市の1か所あたりの費用は6308円

である。この金額を基に292か所を乗じると、184万1936円を要するに過ぎない（なお、請求人は182万9320円と本件請求書に記載するが、施工場所数が誤記であったことから、乗じた金額も誤記と思われる。）。

したがって、河内長野市が、R4変更契約において増額した334万7630円は、異常に高額であることは明白である。

(2) R5業務の随意契約が異常に高額であるとする理由

河内長野市の1か所あたりの撤去費用は、1万0736円である（なお、請求人は、本件請求書には1万0810円と記載するが、施工場所数が誤記であったことから、金額も誤記と思われる。）。

他方で、他市のうち、A市と比較すると、同市の1か所あたりの撤去費用は5200円である。また、B市の1か所あたりの撤去費用は、3283円である。

したがって、河内長野市の1か所あたりの撤去費用1万0736円は、異常に高額であることは明白である。

5 請求人が提出した事実証明書及び証拠

(1) 令和5年11月27日付けで提出されたもの

甲第1号証 業務委託契約書 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）

甲第2号証 見積合わせ結果報告書 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）

甲第3号証 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）委託仕様書

甲第4号証 大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の区画の数の変更について（通知）（令和5年3月2日付け大選管第2139号）

甲第5号証 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）委託変更仕様書

甲第6号証 業務委託変更契約書 令和4年度ポスター掲示場作製・

- 設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）
- 甲第7号証 令和4年度大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙ポスター掲示場 大阪府知事選挙10区画及び12区画設置状況写真）
- 甲第8号証 業者指定理由書 ポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）
- 甲第9号証 変更契約書（統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務）（B市）
- 甲第10号証 代価表（5号） 掲示板付替及び撤去業務
- 甲第11号証 変更契約理由書（令和5年執行統一地方選挙におけるポスター掲示場設置・撤去業務）（A市）
- 甲第12号証 設計書（令和5年執行統一地方選挙におけるポスター掲示場設置・撤去業務）
- 甲第13号証 入札調書（統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務）
- 甲第14号証 入札経過表（統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務）
- (2) 令和5年12月26日付けで提出されたもの
- 甲第15号証 令和5年4月9日執行 大阪府知事選挙 大阪府議会議員選挙（河内長野市選挙区）ポスター掲示場 設置写真 CDデータ在中 a事業者
- 甲第16号証 大阪府知事選挙に係る立候補予定者説明会の出席者について（提供日2023年2月24日）
- (3) 令和5年12月27日付けで提出されたもの
- 甲第17号証 B市における統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務に関する資料一式
- 甲第18号証 A市における統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務に関する資料一式
- 甲第19号証の1～3 写真（甲7）の上段の撮影日：R5.3.7

## 第2 監査の実施

### 1 要件審査及び請求の受理

本件請求書について、要件審査を行ったところ、請求書に請求者の氏名が自署されていなかった。このため、監査委員2名が、河内長野市職員措置請求書の補正について（令和5年11月28日付け河長監第37号）により、請求者に請求書の補正を求めた。

請求者が補正を行ったため、請求書を受理するものとし、「河内長野市職員措置請求書について（令和5年12月1日付け河長監第40号）」により請求人あて通知した。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

本件住民監査請求について、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年12月26日、河内長野市役所7階、行政委員会室において請求人及び代理人●●●●（以下「陳述人」という。）に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設け、監査委員が陳述人の陳述を聴取した。

(1) 陳述人は、本件請求書及び請求人が提出した事実証明書及び証拠を適示し、以下のとおり、「第1 監査の請求 3 請求の要旨及び 4 理由」の内容を述べた。

本件請求の理由につき、陳述人は、まず、追加で提出した甲第15号証及び甲第7号証を根拠として、大阪府知事選挙ポスター掲示場の10区画から12区画への区画数の変更作業は、292か所の設置場所すべてにおいて、簡単な作業である旨を主張した。

また、当初、市側に確認したときの回答は、10区画で一回全部作業を完了し、12区画になったのもう一度2区画分を立て直したとのことであったが、何も撤去したような証拠がなかったこと、甲第15号証の各写真は、12区画増設後のものしかなく、増設前の写真は不存在であった旨を述べた。

さらに、最初から看板を2枚足しに行っただけであること、10枚の看板の基礎のまま2枚足しただけであることを主張した。

加えて、陳述人は、追加で提出した甲第16号証に基づき、令和5

年2月24日に行われた大阪府知事選挙の立候補者説明会において、9陣営が出席していることから、12区画になるということが予測できたと主張した。

- (2) 監査委員が、陳述人に対し、本件請求書について、請求人から提出された本件請求書、事実証明書及び証拠の趣旨や内容を確認し、A市の増額の内容に関して、甲第12号証の設計書の記載内容を確認したところ、同設計書に記載されている増額の内容が、【知事】掲示用ボード（12人用）〈変更後〉の箇所であることを確認した。
- (3) また、陳述人が主張する本件監査請求の対象となる財務会計上の行為について、R4業務契約の支払及びR5業務契約の支払であること、財務会計上の行為者が、河内長野市長及び財務会計上の支出命令権者であることを確認した。

### 3 監査対象部課

選挙管理委員会事務局

総務部契約検査課

### 4 監査対象部課からの事情聴取

本件住民監査請求について、地方自治法第242条第8項の規定に基づき、令和5年12月26日、河内長野市役所7階、行政委員会室において、監査委員が、関係職員選挙管理委員会事務局職員2名及び総務部契約検査課職員2名から事情聴取を行った。

- (1) 大阪府選挙管理委員会から令和5年1月12日付けで大阪府知事選挙の区画数を10区画とする旨の通知があった。選挙管理委員会事務局は、業務の平準化や市域の広さと設置箇所数等も考えたうえで、R4業務を早々に着手していたところ、令和5年3月2日付けで大阪府選挙管理委員会委員長から「大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の区画の数の変更」に関する通知が送付され、10区画が12区画に変更された。
- (2) この通知を受け、選挙管理委員会事務局は、10区画の設置を続けながら、増枠分の2区画の看板が出来上がるのを待つ間も10区画の取付けを並行して進めた。

増枠が決まってから設置したポスター掲示場の設置状況は甲第7号証のとおり2枠の追加分が設置しやすい状態に、増枠が決まる前に設置したポスター掲示場の設置状況は監査資料説明書13のとおり左側の府議選と右側の知事選の間隔が非常に狭くなっており、2枠の追加ができないという状態になっていた。このため、作業の多少はあるものの、業者は、現場に2回以上、足を運ぶ必要があった。

すなわち、R4変更契約の増額の要因は、人件費が非常に大きかったこと、ボードの加工と制作の作業に一定の工数を要したことが挙げられる。

- (3) 他市との比較については、まず、A市の令和5年執行統一地方選挙におけるポスター掲示場設置・撤去業務の変更契約は、甲第12号証によると、人件費の記載がないように思われることから、設置が始まっていたものを修正したのではなく初めから12区画のものを取り付けていると推測される。

次に、B市の統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置等業務と河内長野市のR4変更契約を比較すると、B市の増額分と推定される甲第9号証の73万8100円を設置箇所数117か所で除して河内長野市の292か所を乗ずると、約184万円になる。これによれば、本市の追加契約部分の約313万円のうち約55パーセント（約184万円を約335万円を除いた割合）が、看板代作成費用に相当するといえる。（陳述では大体50パーセントと述べるが誤述である。）

- (4) 選挙におけるポスター掲示場の作成、設置、撤去等の業務は、本来は一体の業務であるが、年度が異なることから、R4業務契約、R5業務契約の各契約を締結した。

一体の業務として計算すると、河内長野市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙ポスター掲示場設置等及び撤去に係る費用は、1か所当たり約2万3000円、変更契約後で約3万5000円である。

他方、他市のうち、A市については、1か所当たりの費用は変更契約前で2万3754円、変更契約後で2万9034円である。また、B市については、1か所当たりの費用は変更契約前で約2万1163円、

変更契約後で2万7472円となる。

R4変更契約については、河内長野市は、人件費分がA市及びB市よりも多くの費用を支払っている。しかし、他市と比べて、市域が広く、ポスター掲示場も292か所であり多く、人件費を考慮すると決して大きな金額差ではないと考える。

- (5) R4変更契約により設置されたポスター掲示場は、左側に府議選、右側に知事選の看板を立て、その両方の看板の間を角材で上下につなげている。通常は2種類の選挙の場合でもこういう加工は行わないが、今回は特別に奥行き、水平、バランス等を図り、2区画の看板を取り付ける必要があった。甲第7号証及び監査説明資料13番の中段の写真は、12区画の変更が確定し、仕様も決まって以降の現場写真である。

また、既に取り付けが済んでいた現場については、一度取り付けたものを移動して位置調整を行うための人件費を増額することとなった。

- (6) R5業務を競争入札とせず、随意契約とした理由は、契約事業者がR4業務を受注し既に業務に着手していたことから、292か所の設置場所の位置・状況・地形・地権者との打合せ内容等を熟知していると同時に、設置した責任の問題、地権者に対する原状回復の義務等が伴う点、掲示板（ポスター掲示場設置に係る区画が示された板をいう。以下同じ。）の資材等の再利用とリサイクルの観点等から、R4業務契約と同じ業者と随意契約を締結した。

- (7) R4業務契約を競争入札とせず、随意契約とした理由は、以下のとおりである。

ア 河内長野市では、建設工事に関連しない業務委託案件の場合であって、予定価格が50万円を超えており、かつ、設計積算による予定価格設定が困難なものについては、指名競争入札と同様の基準で有資格者名簿の中から見積依頼業者を選定し、仕様書を提示した上で質疑応答を行い、見積書を徴取する形で見積競争を行う運用をしている。

イ R4業務契約は、予定価格が50万円を超えるもので、地方自治

法施行令第167条の2第1項1号及び河内長野市契約事務規則第37条の6に規定する少額随意契約の基準額を超えており、建築工事に関連しない業務委託であり、積算設計による予定価格設定も困難であり、かつ、競争入札の有資格者名簿に搭載された複数の登録業者が対応可能な競争案件である。

ウ R4業務契約は、見積競争を行い、締結されたものである。

また、同契約は、市内292か所にポスター掲示場を設置し、万が一、破損や事故が発生した場合には迅速に対応することを内容に含むとともに、発注の目的は、選挙の適正かつ確実、円滑な運営のためにポスター掲示場を準備することである。このことから、迅速、機動的に対応できる事業者に限って選定することは、契約の性質、目的にかんがみて妥当である。

また、指名競争入札を行った場合と比較して、見積競争を行った場合であっても、同程度の競争性が確保されているため、契約金額が高止まりすることもなく、妥当な契約手法である。

#### (8) 提出資料

① 令和5年12月25日付け河長総総第85-2号により提出された監査資料等

監査資料1 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）に係る業務委託変更契約に基づく変更金額の根拠（変更金額が異常に高額であるという主張に対する反論）

同 2 令和5年度のポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）契約に基づく支出金額の根拠（支出金額が異常に高額であるという主張に対する反論）

同 3 次の伝票の写し

(1) 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）契約の支出負担行為書、支出負担行為書（変更分）及び支出命令書 支出：R5.3.31

- (2) 令和5年度のポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）契約の支出負担行為書及び支出命令書 支出：R5.5.12
- 同 4 令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）を競争入札とせず、随意契約とした理由
- 同 5 令和5年度のポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）契約を競争入札とせず、随意契約とした理由
- 監査資料説明書1 「令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）の実施及び業者選定」に関する稟議書 起案：R4.12.16
- 監査資料説明書2 「令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）」に関する契約報告書 契約：R5.1.30
- 監査資料説明書3 「令和5年度ポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）の実施及び業者選定」に関する稟議書 起案：R5.2.3
- 監査資料説明書4 大阪府選挙管理委員会委員長より送付された「大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の区画の数の変更」に関する通知文 通知：R5.3.2
- 監査資料説明書5 「令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）の仕様書変更に伴う見積書の徴取及び業務委託変更契約」に関する稟議書 起案：R5.3.3
- 監査資料説明書6 大阪府選挙管理委員会委員長より送付された「大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の様式」に関する通知文 通知：R5.3.8
- 監査資料説明書7 「令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）」に関する変

更契約報告書 契約：R5.3.17

監査資料説明書 8 「令和4年度ポスター掲示場作製・設置等業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）」に関する業務委託完了検査復命書 検査：R5.3.18

監査資料説明書 9 「令和5年度ポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）の契約締結」に関する稟議書 起案：R5.4.1

監査資料説明書 10 「令和5年度ポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）」の契約書 契約：R5.4.1

監査資料説明書 11 「令和5年度ポスター掲示場撤去業務（大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙）」に関する業務委託完了検査復命書、リサイクル証明書 検査：R5.4.17

監査資料説明書 12 河内長野市ポスター掲示場設置場所位置図

監査資料説明書 13 一連のポスター掲示場の設置写真（①当初の10区画分、②増設を想定した12区画分、③最終）（なお、選挙管理委員会事務局によれば、監査説明資料13の写真は、本件請求書が提出された後、設置業者から入手したものである。）

② 令和6年1月12日付け河長総総第91-2号により提出された  
監査資料説明書

監査資料説明書 14 監査資料及び陳述に関する補足説明資料 作成：R6.1.11

監査資料説明書 15 12区画への変更前に設置したポスター掲示場の写真 撮影：R5.3.1及びR5.3.2

監査資料説明書 16 選挙関係事務執行規程 第20条及び別記第13号様式(昭和38年1月18日 大阪府選挙管理委員会規程第2号)

監査資料説明書 17 令和5年4月9日執行 大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙 ポスター掲示場位置図

第3 認定事実

1 R4業務契約及びR5業務契約について

(1) 令和4年度

- ① 令和5年1月30日 R4業務契約を締結  
随意契約（総務部契約検査課）  
契約金額 3,802,370円  
（履行期間 令和5年1月31日から令和5年3月31日まで）
- ② 令和5年3月17日 R4変更契約を締結  
契約金額 7,150,000円
- ③ 令和5年3月18日 R4業務契約の検査
- ④ 令和5年3月31日 R4業務契約の支払 7,150,000円

(2) 令和5年度

- ① 令和5年4月1日 R5業務契約を締結  
随意契約（選挙管理委員会事務局）  
契約金額 3,135,000円  
（履行期間 令和5年4月1日から令和5年5月10日まで）
- ② 令和5年4月17日 R5業務契約の検査
- ③ 令和5年5月12日 R5業務契約の支払 3,135,000円

2 R4変更契約に関連する大阪府選挙管理委員会委員長からの通知等

- ① 令和5年3月2日付け 通知  
大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の区画の数の変更について
- ② 令和5年3月8日付け 通知  
大阪府知事選挙におけるポスター掲示場の様式について
- ③ 選挙関係事務執行規程 第20条及び別記第13号様式(昭和3

#### 第4 監査の結果

##### 1 本件住民監査請求の監査対象事項

本件住民監査請求の要旨及び理由は、請求人の本件住民監査請求及び請求人の陳述から、おおむね「第1 監査の請求 3 請求の要旨」及び「同4 理由」に記載のとおりである。

本件請求書では、R4業務契約の支出及びR5業務契約の支出が監査対象となる。

以上より、監査委員が監査すべき主な対象事項を検討すると、R4変更契約が異常に高額であるか、R5業務の随意契約が異常に高額であるか、これらのことにより、河内長野市が損害を被っているならば、その損害を補填するために必要な措置を講ずべきかどうかである。

##### 2 判断

###### (1) R4変更契約が異常に高額であるか

ア 令和5年1月30日、R4業務契約は、業務委託料を380万2370円として締結された。その後、大阪府知事選挙の区画数が「10区画」から「12区画」へと変更され、業務委託料715万円とするR4変更契約が締結された。R4変更契約は、334万7630円の増額がされているが、これが異常に高額であるかについては、その増額の具体的理由を検討する必要がある。その具体的理由として検討すべきは、①ポスター掲示場の設置に係る支払額、②ポスター掲示場の2段10区画ボードから2段12区画ボードへの変更にかかった掲示板の支払額、③同変更の作業の内容が簡単な作業であったか否かが挙げられる。

イ まず、河内長野市の支払額のうち、①大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場の設置に係る支払額の内容について検討する。

(ア) A市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲

示場設置・撤去に係る費用は、請求人から提出された甲第18号証によると、1か所当たり5200円である。また支柱・枠に係る費用は、1か所当たり6300円である。

これら1か所当たりの単価に河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると335万8000円となる。これに落札率97.7パーセントを乗じ、消費税10パーセントを加えると、360万8843円となる。また、処分費は、一式で22万円であり、これを230か所で除し、河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると27万9304円となる。これに落札率97.7パーセントを乗じ、消費税を加えると30万0168円となり、河内長野市の設置・撤去費は、390万9011円となる。

しかしながら、A市の設計書は、設置費と撤去費が1項目でまとめられており、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場の設置費用と撤去費用は、それぞれ明確には区別して算定できず、河内長野市との比較資料としては十分ではない。

(イ) 他方、B市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場設置に係る費用は、149万9040円であり、これをB市のポスター掲示場設置箇所数である117か所で除すると1か所当たり1万2812円となる。この1か所当たりの単価に河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると374万1104円となる。これに落札率73.8パーセントを乗じ、消費税10パーセントを加えた額は303万7028円となる。

ただし、B市は、甲第17号証によると、B市議会議員一般選挙の掲示板の上にビニールシート（グレー色）を重ね、その上に大阪府知事選挙のポスター掲示板を設置している点で、河内長野市と設置の方法が異なっており、河内長野市との比較資料としては十分ではない。

ウ 次に、河内長野市の支払額のうち、②大阪府知事選挙のポスター掲示場の2段10区画ポートから2段12区画ボードへの変更にか

かった掲示板の支払額の内容について検討する。

- (ア) A 市の大阪府知事選挙のポスター掲示板の 2 段 1 0 区画ボードから 2 段 1 2 区画ボードへの変更にかかった掲示板に係る支払額は、請求人から提出された甲第 1 8 号証によると、2 段 1 2 区画ボードの単価から 2 段 1 0 区画ボードの単価を差し引きし、箇所数と落札率を乗じ、消費税 1 0 パーセントを加えたものが、当該支払額となる。

この方法により試算すると、A 市の大阪府知事選挙掲示板の 2 段 1 0 区画ボードから 2 段 1 2 区画ボードへの変更にかかった費用は、1 か所当たり 4 8 5 0 円である。この 1 か所当たりの単価に河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると 1 4 1 万 6 2 0 0 円となる。これに落札率 9 7. 7 パーセントを乗じ、消費税 1 0 パーセントを加えると、1 5 2 万 1 9 9 0 円となる。

- (イ) B 市の大阪府知事選挙のポスター掲示板の 2 段 1 0 区画ボードから 2 段 1 2 区画ボードへの変更にかかった掲示板に係る支払額は、請求人から提出された甲第 1 7 号証によると、掲示板の費用に間接経費 1 5 パーセントを加え、落札率を乗じ、消費税 1 0 パーセントを加えたものが、当該支払額となる。この方法により試算すると、B 市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示板の 2 段 1 0 区画ボードから 2 段 1 2 区画ボードへの変更にかかった掲示板の費用は、6 2 万 4 0 3 6 円であり、これを B 市のポスター掲示場設置箇所数 1 1 7 で除すると 1 か所当たり 5 3 3 4 円となる。

この 1 か所当たりの単価に河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると 1 5 5 万 7 5 2 8 円となる。これに、間接経費 1 5 パーセントを加えると 1 7 9 万 1 1 5 7 円となり、これに落札率 7 3. 8 パーセントを乗じ、消費税 1 0 パーセントを加えると、1 4 5 万 4 0 6 1 円となる。

- (ウ) 以上より、河内長野市との比較にあたり、A 市及び B 市の設計書等に基づく 1 か所当たりの費用を基に、大阪府知事選挙のポス

ター掲示板の２段１０区画ボードから２段１２区画ボードへの変更に係る支払額を試算すると、河内長野市の支払額は、１４５万４０６１円から１５２万１９９０円程度と考えられる。

エ 次に、③大阪府知事選挙ポスター掲示場の１０区画から１２区画へ区画数の変更作業（以下「変更作業」という。）は、２９２か所の設置場所すべてにおいて、「簡単な作業」（「第２ 監査の実施 １ 要件審査及び請求の受理 ２ 請求人の証拠の提出及び陳述の機会（１）」）であったかを検討する。

(ア) 大阪府知事選挙ポスター掲示場の１０区画から１２区画へ区画数の変更作業は、河内長野市の設置箇所数２９２か所で行われている。

(イ) 作業の具体的内容をみると、まず、甲第７号証及び監査説明資料１３によれば、Ｒ４変更契約によるポスター掲示場は左側に大阪府議会議員選挙、右側に大阪府知事選挙の看板を立て、その両方の看板の間を角材で上下につなげており、奥行き、水平、バランス等を図り、２区画の看板を取り付けることが必要であると認められる。

さらに、監査資料説明書１３及び同１５の写真によると、大阪府知事選挙の１０区画の掲示板が既に取り付けられていた箇所が存在しているほか、一度取り付けた掲示場を移動した上で位置調整をした現場も存在している。

これらから、変更作業は、①大阪府議会議員選挙と大阪府知事選挙の掲示場の間を角材で上下につなげ、奥行き、水平、バランス等を図り、２区画の看板を両方の掲示場の間に取り付けること、②大阪府知事選挙の１０区画の掲示板が既に取り付けられていた箇所については一度取り付けた掲示場を移動した上で再度掲示場を設置し、①の作業をすることである。

(ウ) 以上より、変更作業については、②の作業が何か所で行われたか不明ではあるが、その内容について、請求人が主張する「簡単な作業」であったと判断することはできない。したがって、変更

作業の費用が異常に高額であるかは判断できない。

オ 「第4 監査の結果 2判断 (1) R4変更契約が異常に高額であるか アからエまで」の検討について

これらの検討結果によると、河内長野市の大阪府知事選挙ポスター掲示場の2段10区画ポर्टから2段12区画ボードへの変更に係る河内長野市の支払額の内容は、①掲示板に係る費用と②奥行き、水平、バランス等を図り2区画の看板を取り付けた人件費・一度取り付けたものを移動して位置調整を行う等の作業に要する人件費に係る費用であると考えられる。そして、その費用のうち①掲示板に係る費用は、145万4061円から152万1990円程度と考えられ、これに②奥行き、水平、バランス等を図り2区画の看板を取り付けた人件費・一度取り付けたものを移動して位置調整を行う等の作業に要する人件費に係る費用を加えたものが、R4変更契約の内容であると考えられる。

ここで、A市の変更作業に係る費用は甲第12号証から0円、B市の変更作業に係る費用は甲第17号証から19万1600円に落札率73.8パーセントを乗じ、消費税を加えた15万5541円と判断できる。

しかしながら、A市の変更作業に係る内容は甲第18号証から掲示板の規格が変わったこと以外に変更箇所がなく、B市の変更作業に係る内容は甲第17号証から「12区画の大阪府知事選挙のポスター掲示板を取り付ける。ただし、大阪府知事選挙のポスター掲示板の追加分(2区画)が完成する前に10区画で設置された箇所については、別途取付作業を行うこと」とされている。この証拠からは、B市の大阪府知事選挙のポスター掲示板の追加分(2区画)が完成する前に10区画で設置された箇所数は不明である。

河内長野市においても、奥行き、水平、バランス等を図り2区画の看板を取り付けたのみの箇所数及び一度取り付けたものを移動して位置調整を行った箇所数は不明ではあり、その内容について、「簡単な作業」であったと判断することはできないことは前述のとおり

である。

したがって、A市及びB市との比較はできず、R4変更契約における334万7630円の増額が異常に高額か否かは、この結果からは判断できない。

(2) R5業務の随意契約が異常に高額であるか

ア 随意契約は適切か

(ア) 選挙事務に係る業務委託契約については、その目的について、選挙の実施という適正かつ確実、円滑な運営が求められる業務の一環として、確実かつ円滑に期限内に行う必要がある。

(イ) しかし、河内長野市は、A市及びB市と異なり、市域が広く、ポスター掲示場も292か所であり多いという事情がある。

また、契約事業者は、R5業務の随意契約締結前にR4業務を完了しており、292か所の設置場所の位置・状況・地形・地権者との打合せ内容等の情報も把握している立場にある。

掲示場の設置事業者は、選挙の終了後に掲示場を撤去するまで、これら多数の掲示場の設置場所を把握した上で、選挙の終了まで掲示場の維持管理の責任を負い、これを履行する必要がある、これについては、掲示場を設置した契約事業者以外の者が、契約事業者に代わりその責任を承継し履行することは、実際には困難である。

さらに、設置された掲示場については、その資材等は契約事業者が提供したものである。仮に、契約事業者以外の者が撤去業務を受託した場合、契約事業者が提供した資材等の撤去について新たな事業者と協議をする必要があるし、選挙の実施は、適正かつ確実、円滑な運営が求められる業務であり、この協議・合意を待っていたのでは、業務の遅滞が生じる可能性もある。

加えて、掲示板の撤去については、選挙の終了後、適時にこれを撤去する必要があるが、その際には設置時に協議した地権者に対する原状回復義務を履行する必要がある。これについても、設置した契約事業者が設置時に地権者と打ち合わせをしているこ

とから、同契約事業者が原状回復義務を履行するのと異なり、新たな事業者が原状回復義務を履行しようとする場合には、業務の遅滞が生じ、不完全履行となる可能性も否定できない。

- (ウ) 以上のとおり、R 5 業務契約は、その目的については、選挙の実施という適正かつ確実、円滑な運営が求められる業務の一環として、確実かつ円滑に期限内に行う必要があるものであり、また、その性質についてみても、ポスター掲示場の設置を行った契約事業者以外の者が、撤去業務のみを行うことは困難であった。

したがって、R 5 業務契約について、契約事業者との随意契約としたことは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく事務の執行として、違法・不当とはいえない。

- イ 次に、河内長野市の支払額のうち、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場の撤去費用について、検討する。

- (ア) 「第 4 監査の結果 2 判断 (1) R 4 変更契約が異常に高額であるか イ」で検討したとおり、A 市の設計書は、設置費と撤去費が 1 項目でまとめられており、A 市における大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場の設置費用と撤去費用は、それぞれ明確には算定できない。そのため、同設計書は、河内長野市との比較資料としては十分ではない。

- (イ) 次に、B 市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙のポスター掲示場撤去に係る費用は、請求人から提出された甲第 1 7 号証によると 3 8 万 4 2 0 0 円であり、これを B 市のポスター掲示場設置箇所数 1 1 7 で除すると 1 か所当たり 3 2 8 4 円となる。この 1 か所当たりの単価に河内長野市のポスター掲示場箇所数を乗ずると 9 5 万 8 9 2 8 円となる。これに落札率 7 3 . 8 パーセントを乗じ、消費税 1 0 パーセントを加えた額は 7 7 万 8 4 5 8 円となり、確かに金額に相違がある。

しかし一方で、B 市は、甲第 1 7 号証によると、B 市議会議員一般選挙の掲示板の上にビニールシート（グレー色）を重ね、その上に大阪府知事選挙のポスター掲示板を設置している点、選挙

期日後に大阪府知事選挙のポスター掲示板を撤去し、重ねていたビニールシート（グレー色）を取る方法でB市議会議員一般選挙の掲示板とした点等で、ポスター掲示場を撤去した河内長野市と、掲示板の撤去方法が異なっている。

このことから、ポスター掲示場それ自体を撤去した河内長野市と、掲示板のみを撤去したB市とでは、作業内容が異なるため、金額にも相違が生じるものと考えられる。したがって、B市の設計書（甲第17号証）は、河内長野市との比較資料としては十分ではない。

ウ 河内長野市の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙に係る適切な撤去費が、甲第17号証及び甲第18号証によっても算定できないことは、「第4 監査の結果 2判断 (2) R5業務の随意契約が異常に高額であるか ア及びイ」で検討したとおりである。河内長野市は、R5業務の随意契約に313万5000円を支出しているものの、これを異常に高額とまでは判断できない。

(3) R4業務契約及びR5業務契約に係る支払は、異常に高額であり、違法・不当であるか

ア まず、ポスター掲示場の作成・設置等業務と撤去業務は一体の業務であるべきかについて検討する。

甲第3号証及び同第5号証によると、R4業務の仕様書には、「設置後破損等を発見した場合、又、市から連絡を受けた場合は、業者において補修すると共に、破損の状態によっては交換を行うこと」が明記されている。

同様に、甲第12号証によると、A市の設計書には掲示板の予備3セットの経費と管理費が計上されており、甲第17号証によると、B市の仕様書には「このポスター掲示場は撤去期限まで維持（補修）を行うこと。」記載され、同市の設計書には掲示板の2枚の予備と保守管理費が計上されている。

このことから、ポスター掲示場に係る業務は、掲示板の作成、掲示場の設置、撤去だけではなく破損した掲示場の保守や補修も一般

的に含まれると考えられる。

一方、監査資料説明書10によると、R5業務仕様書には掲示場の撤去に係る事項は記載されているものの、破損したポスター掲示場の保守や補修については記載されていない。

これらのことから、河内長野市は、R4業務とR5業務に分けて発注することにより、これらの契約に基づき令和5年4月1日から撤去までの間のポスター掲示場の保守や補修業務を適切に行っているとは言えない状況であり、R4業務とR5業務は、令和4年度から同5年度にわたって実施される業務であり、一体で行われるべき業務であったと判断する。

イ 次に、ポスター掲示場の設置や撤去に係る一般的な費用について検討する。

国が執行する選挙の経費は、地方公共団体の事務に関する経費について、国が負担する経費の基準が国会議員の選挙等の執行基準に関する法律（以下「法」という。）に規定されている。ポスター掲示場費は、法第8条の2に規定されており、9区画数未満のポスター掲示場1につき1万3750円、9区画以上13区画未満のポスター掲示場1につき1万7050円と定められている（なお、法は、ポスター掲示場1か所に係る総額の経費を決めているものの、ポスター掲示場の設置や撤去に係る経費については、細かく規定していない。）。これを令和5年4月8日執行の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙について河内長野市に当てはめると、ポスター掲示場費は、大阪府議会議員分は1万3750円×292か所で401万5000円、大阪府知事選挙分は1万7050円×292か所で497万8600円となり、合計899万3600円となる。

他方、河内長野市が大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙においてポスター掲示場費として支出した金額は、「第3 認定事実 1 R4業務契約及びR5業務契約について (1) 令和4年度 ④」及び「(2) 令和5年度 ③」から715万円と313万5000円であり、合計1028万5000円となる。

このことから、R 4 業務契約及びR 5 業務契約の合計支払額は、国が負担する執行経費の基準より、1 2 9 万 1 4 0 0 円高くなっている。

しかしながら、同基準より上回った金額である1 2 9 万 1 4 0 0 円は、大阪府知事選挙のポスター掲示場の2 段 1 0 区画ポートから2 段 1 2 区画ボードへの変更にかかった掲示板費用として、A 市及びB 市の同費用と比較し試算した金額、すなわち1 4 5 万 4 0 6 1 円から1 5 2 万 1 9 9 0 円までの程度の金額（「第 4 監査の結果 2 判断 (1) R 4 変更契約が異常に高額であるか ウ」に記載）よりも下回っている。

以上より、大阪府知事選挙ポスター掲示場の2 段 1 0 区画ポートから2 段 1 2 区画ボードへの変更に係る河内長野市の支払額は、① 掲示板に係る費用と② 奥行き、水平、バランス等を図り、この2 区画の看板を取り付けた人件費や一度取り付けたものを移動して位置調整を行う等の作業に要する人件費に係る費用が主なものであると考えられる。この②の人件費に係る費用の算定ができなかったことは前述のとおりであるものの、R 4 業務契約及びR 5 業務契約の合計額1 0 2 8 万 5 0 0 0 円は、国が負担する執行経費の基準額合計8 9 9 万 3 6 0 0 円に、変更にかかった掲示板費用（1 4 5 万 4 0 6 1 円から1 5 2 万 1 9 9 0 円までの程度）を加えた金額を下回っている。

ウ このことから、R 4 業務契約及びR 5 業務契約に係る支払は、違法・不当であるとまでは判断することはできない。

3 河内長野市が損害を被っているならば、その損害を補てんするために必要な措置を講じるべきかどうか

以上検討したとおり、本件請求に関する財務会計行為については、違法・不当な点及び河内長野市の損害となるものは認められず、講じるべき必要な措置はない。

4 結論

以上のとおりであるから、本件住民監査請求における請求人の主張は

いずれも理由がないので、本件住民監査請求を棄却する。

## 5 意見

選挙管理委員会事務局は、選挙におけるポスター掲示場の作成、設置、撤去等業務が複数年度にわたることから、R 4 業務契約及びR 5 業務契約に分割して契約を締結したと述べる。確かに会計年度独立の原則によれば、複数年度にわたる業務については、それぞれ別の歳出に係るものとして別契約を締結することになる。しかしながら、同業務は、一体の業務である。一体の業務を複数年度にわたったからといって2つの業務とすることは、契約を2度締結する必要があり、業務の効率性の観点からも非効率である。この点においては、会計年度独立の原則と効率性の均衡を図るべく、業務内容を考慮し、債務負担行為を行うことも検討して事務執行をされたい。

以上